

# 7月1日に 再開館

市立図書館

市立図書館は、空調設備工事終了に伴い、7月1日から再開します。再開館に合わせ、下表のとおり各種イベントを開催しますので、ぜひお越しください。詳しくは、同図書館（☎78-2622）へ。

- ▶再開日時／7月1日(日) 午前9時～
- ▶臨時休館／開設準備のため6月19日(火)から30日(土)まで休館
- ▶貸出予約／6月27日(水)から、同図書館（☎78-2622）へ



| イベント                  | とき                |
|-----------------------|-------------------|
| 図書館リサイクルフェア           | 7/1～(無くなり次第終了)    |
| 乳幼児のためのおはなし会「おひざでだっこ」 | 7/1 10:30～        |
| おりがみの時間・おはなしの時間       | 7/1 13:00～・14:00～ |
| おたのしみ袋による図書貸出し        | 7/1～(無くなり次第終了)    |
| 図書館・スイトピアセンタースタンプラリー  | 7/1 9:00～16:00    |

## 環境美化にご協力ください！

— マナーを守り まちを美しく —

市は、市民の皆さんのご協力により、清潔で美しいまちづくりを進めています。

ただ、ごみが落ちていたり、雑草が生い茂っていたりする場所も見受けられます。一人ひとりの心がけで日ごろから美しいまちを保ちましょう。

- ▶空き缶・たばこの吸い殻などのポイ捨てはやめ、指定場所に捨てるか、持ち帰りましょう。
- ▶土地の所有者・占有者・管理者は、雑草が生い茂らないよう、定期的に草取り・清掃をしましょう。



## 動物マナーを守ろう

大切な愛犬もマナーを守らずに飼うと、周囲の人に迷惑をかけてしまうことになります。お互いが快適に暮らせるようマナーを守りましょう。

### ▶犬のふん尿の後始末を！

放置された犬のふん尿は、誰もが不快に思うものです。犬を散歩させるときには、飼い主が必ずふん尿を始末しましょう。

### ▶野良猫のエサやりはやめましょう

野良猫にエサを与えると、地域で猫が増加し、ふん尿などで周りに迷惑をかけることになります。



《問合せ》 環境衛生課（☎47-8571）

## 介護保険

# 食費・居住費の減額認定

## 更新手続きをお忘れなく



介護保険制度で、施設サービスや短期入所サービスを利用したときに、住民税非課税世帯の人（※注1）は、申請により食費と居住費の負担が軽減されます。

現在の認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も継続を希望する場合、6月中旬以降に郵送する申請書に必要事項（※注2）を記入し、本人と配偶者（配偶者がいない場合は、本人のみ）の預貯金通帳や有価証券などの写しを添えて7月13日までに高齢介護課へご提出ください。新規申請も随時受け付けています。

詳しくは、同課（☎47-7406）へ。

**注1** 住民税非課税世帯の人でも、次に該当する人は対象になりませんのでご注意ください。

- ①配偶者が住民税課税の場合（世帯分離をしている場合も含む）
- ②預貯金・有価証券などが、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合

**注2** 利用者負担段階の判定に、非課税年金（遺族年金・障害年金）も収入として算定します。

※課税世帯であっても、該当する場合があります。要件など、詳しくは同課へお尋ねください。

## 新築・増築家屋の調査

市は、固定資産税の評価額を定めるため、今年の1月2日以降に新築または増築された家屋の調査を、7月から行います。

課税課の職員が順次、調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

訪問日時（平日の午前9時～午後4時）の希望がある人は、同課家屋グループ（☎47-8178）までご連絡ください。



## 審議会を傍聴してみませんか

|                        |             |                        |
|------------------------|-------------|------------------------|
| <b>食育推進会議</b>          |             | 担当：大垣市保健センター（☎75-2322） |
| 6月27日(水)               | 13:30～15:00 | 大垣市保健センター4階 講堂         |
| ・平成30年度事業計画について ほか     |             |                        |
| <b>緑化審議会</b>           |             | 担当：都市施設課（☎47-8409）     |
| 6月27日(水)               | 13:30～15:00 | 市役所3階 合同委員会室           |
| ・市の花木について ほか           |             |                        |
| <b>人権のまちづくり懇話会</b>     |             | 担当：人権擁護推進室（☎47-8576）   |
| 7月3日(火)                | 10:00～11:30 | 市役所2階 第1会議室            |
| ・平成30年度人権擁護推進事業について ほか |             |                        |
| <b>墨俣一夜城運営委員会</b>      |             | 担当：墨俣地域教育事務所（☎62-3900） |
| 7月4日(水)                | 10:00～11:00 | 墨俣さくら会館 2階研修室          |
| ・平成30年度事業計画について ほか     |             |                        |

～空家バンクを開設しています～

## 住まなくなった家、登録しませんか？

市は、空家の有効活用を通して、地域の活性化や移住定住の促進を図るため、「空家バンク」を開設しています。これは、空家の売却・賃貸を希望する空家所有者と空家の購入・賃借を希望する空家利用希望者の橋渡しを行う事業です。

住まなくなった家をお持ちで、売却や賃貸をしたいと考えている空家所有者の皆さん、空家バンクに登録しませんか。

詳しくは、市空家バンク専用HP または、住宅課（☎47-8184）へ。

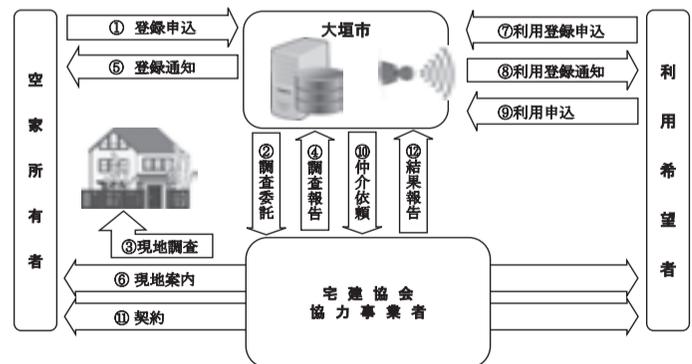
大垣暮らし 空家バンク

検索

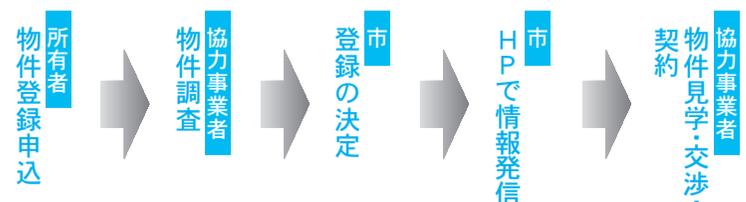
### ◆対象とする空家

- ▶対象地域／市内全域
- ▶対象空家／次の①～⑤すべてに該当する物件
  - ①所有者(相続)登記が完了していること
  - ②抵当権などが設定されていないこと
  - ③土地の所有者が同一であること
  - ④一戸建てであり店舗・長屋・アパートでないこと
  - ⑤不動産業者で取り扱っていないこと

### ◆空家バンク事業のイメージ図



### ◆申込から契約までの流れ



※市は物件に関する交渉や売買、契約について一切関与しません。